

○川尻村分會。同村は被害大ならず、偶々不逞團暴動の報に接し、爲に諸團と連絡し警戒に任ず。其他救護所の設置並救濟或は道路の修繕、材料運搬等に十餘日活動せり。

○湘南村分會。川尻村分會と同一の行動を爲したる外、横濱及厚木方面救援慰問の爲め、甘藷、薪、衣服等村民よりの救恤を仰ぎ、青年團と協力して配給をなす。

○串川村分會。震災初期、分會長は各班長を指揮し、班長は消防組頭と提携し、九月二日より十日迄晝夜、警戒をなし、尙罹災民救濟のため青年團、處女會と合同衣類千八百點を横濱市民に救恤せり。

第五章 配給概況及配給表

(自大正十二年十月十五日
至大正十三年五月三十日)

物資配給の概況

商 工 省 配 給 係

本係は物資中慰問品、衣類、寢具、其他日用品の配給に關する事務を擔當せり。而して其期間は、大正十二年十月十五日より同十三年五月三十日迄にして、震災直後の分は救護事務局に於て處理し、十三年五月以降の分は社會課之を擔當せるを以て、本係の分は前記期間中の配給概況を示せり。

物資は各地方及諸外國よりの寄贈品多數を占め、其他は事務局購入の寢具被服等を主たるものとす、本係の事務局より配給を受けたる總數は、一一、九五二梱、一三八、三八二反にして、品名別にせば左の如し。

慰 問 品

四、四八三梱

(各都市へ配給)

衣 服

(全)

衣服 (反物)	四四、七八四反	(全)
反物	三九、一〇〇反	(全)
毛布	三、七〇八梱	(全)
金物類	一、六五七梱	(全)
布團	四、〇一二梱	(全)
布團材料	五四、四九八反	(全)
靴及足袋	二五四梱	(全)
雜品	三、七八〇梱	(全)

配給方法に付ては、事務局の主旨に基くはもとより一般寄贈者の意に反せざる様、充分の注意をなし、配給の都度各都市に對し時々罹災者數及救助を要する者の實狀を調査せしめ、配給の率を定め、殊に被服寢具等の配給に對しては特に意を用ひ、各都市及警察の二方面に調査をなさしめ、兩調査を參考として配給の率を定む、尙配給に遺漏なき様、罹災者より領收證を徴することとせり、各都市及警察署の調査せる表及配給數量其他別表の如し。

配給品の交付に付ては始め各都市へ通知を發し、吏員の出頭を待ちて横濱市所在の倉庫にて現品の交付をなしたるも、交通機關の不完全なる爲め、輸送に頗る困難を極めたるを以て、罹災地への輸送充分ならず、種々協議の結果運送店をして輸送をなさしめ、漸く完全なる配給を遂ぐるに至れり。

各都市への配給率及個數郡市の配給狀態に付ては、別表各都市より配給表を蒐集せるを以て參考迄に添付せり。

被服及寢具不足數市別調査表

郡市名	町村数	世帯数	家族数		被服数									
			男	女	ア 能	セ 否	綿 能	入 否	其 能	他 否	寝 能	團 否	毛 能	具 否
横濱市	1	2,863	43,278	40,933	12,406	3,261	3,994	37,004	6,472	15,356	20,778	45,142	3,726	18,006
横須賀市	1	2,033	42,274	41,319	1,597	3,486	1,715	9,051	448	5,288	1,490	8,004	1,350	570
市部計	1	24,896	47,452	45,152	24,003	3,963	5,709	46,065	6,919	20,644	22,685	53,226	3,861	18,576
久良岐郡	5	532	841	873	448	547	530	843	435	289	874	1,428	1,037	321
橋樹郡	1	946	7,229	7,371	1,634	5,362	2,871	8,267	1,861	3,750	4,692	10,559	1,66	3,982
都筑郡	2	1,065	1,340	1,514	173	2,033	226	3,349	80	1,361	98	2,558	35	1,063
三浦郡	2	647	1,177	1,197	406	1,663	480	2,643	105	1,264	484	2,266	6	438
鎌倉郡	1	1,330	2,620	2,719	823	2,838	1,028	3,379	52	1,711	1,181	4,837	176	947
高座郡	1	1,183	2,035	2,215	646	3,333	802	4,746	777	4,103	752	5,154	288	2,103
中郡	2	82	1,672	1,793	94	2,372	107	2,817	55	1,754	92	2,928	20	1,336
足柄上郡	8	45	111	109	1	160	1	135	1	81	1	160	1	72
足柄下郡	8	2,534	6,769	6,533	619	7,361	1,273	1,604	398	6,569	409	6,626	1,006	7,811
愛甲郡	1	540	1,246	1,207	834	962	896	1,290	709	1,056	553	1,302	78	199
津久井郡	1	27	195	224	18	389	20	272	9	221	14	406	3	144
郡部計	1	23,497	25,135	25,744	5,694	26,565	8,233	38,344	4,940	23,259	9,230	38,344	2,825	18,425

第五章 配給概況及配給表

第五章 配給概況及配給表

合 計	一五七三八、五三三	—	七〇、九九六	一九、六九七	六六、一七三	三、九四三	四、四〇九	二、八五九	四二、九〇三	三、四九九	一、四四〇	六、六七六	三六、九九一
-----	-----------	---	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------

備考

本表は「全焼」及「全潰の内山崩れ浸水の爲め直に被服並に寢具を取出す」ことを得ざりしが如き其の實狀全焼と選ぶ所なきものに付之を調査したるものなり。

本表は大正十二年十月二十一日より三十日迄十日間に於て各市町村夫々其調査したる日の現在の事實に付調査したるものなり。

本表不足數の關各衣類寢具毎に能否の區別を爲したるは不足數に對し將來罹災者に於て補充を爲し得るものと否との區別をなしたるものなり。

横濱市被服及寢具不足數警察署所轄區別調査表

警察署別	世帯數	男	女	ア		綿		他		布		毛	
				能	否	能	否	能	否	能	否		
警察部	二四〇	三六〇	三六六	二六六	三二〇	二六四	三六一	四三三	二二八	二〇〇	六三三	三二	一八三
伊勢佐木	六、〇二六	一三、二六三	一三、四八五	四四六〇	七、二五四	三、五二八	三、七二六	一、〇八五	二、一七五	一、九四四	六、三八〇	三三九	一、三二三
戸部	四、八〇三	一〇、九八四	一〇、五四三	二、六三八	五、八五〇	九、二五〇	四、六六八	二、一四七	三、四四五	三、二五五	一〇、一九六	九四三	一、六三四
加賀	九六〇	二、二九二	一、八四六	一、四九三	六七九	一、八三五	一、八四六	二八	四九三	一、九一五	四、〇九四	一八三	二七三
壽	八、九八七	三、九一五	二、〇八三	二、三三四	一三、五八二	一七、〇八四	二、三九八	一、七六三	七、四三八	二、三五〇	一八、九二〇	一、六五四	二、八六六
山手	九六六	一、九七五	一、九一七	七三〇	一、七六〇	二、六七〇	七〇九	四四	八四三	六三九	二、五八三	三三二	一、二二一
水上	一九〇	二二二	三三三	一四五	二二七	四一三	六五	三〇九	一五五	一五	四三六	—	五五
神奈川	七〇一	一、三六三	一、三六〇	三六〇	一、三四三	一、六六一	五二六	一〇九	四二二	四七〇	一、九一一	二七五	五六二

寢具配給標準

津久井	愛甲郡	下郡	上郡	中郡	高座	三浦	鎌倉	都筑	橋樹	久岐	横須賀	
二七〇	一、〇一〇	四八二五	九六	一、五六〇	二、二五〇	一、二〇〇	二、四六〇	一、八〇〇	九、三〇〇	一、〇一〇	四、二〇〇	寢具用反物
二五九	九七九	四、六三三	九一	一、四九七	二、一六〇	一、一五三	二、三六一	一、七七八	八、九八八	九七九	四、〇三三	寢具用綿
一〇八	四〇八	一、九三〇	三八	六三四	九〇〇	四八〇	九八四	七二〇	三、七二〇	四〇八	一、六八〇	木綿縞
一〇八	四〇八	一、九三〇	三八	六三四	九〇〇	四八〇	九八四	七二〇	三、七二〇	四〇八	一、六八〇	裏地
五五	二〇	九六	二	三二	四五	二四	四九	三六	一八六	二〇四	八四	小袖綿
六四八	二、四四八	一、五六〇	二八	三、七〇〇	五、四〇〇	二、八八〇	五、九〇〇	四、三三〇	三、三三〇	二、四四九	一〇、〇八〇	綿ネル
五四	二〇四	九六五	一九	三二二	四五〇	二四〇	四九二	三六〇	一、八六〇	二〇四	八四〇	晒
一、五九	二、四四	一、一五〇	二、二八	三、七〇	五、四〇	二、八〇	五、九〇	四、三三	二、三、三三	二、四四	一〇、八〇	縫糸
三四	一、三四	五、七九〇	一一四	一、八四〇	二、七〇〇	一、四四〇	二、九五〇	二、一六〇	二、一、一六〇	一、二三四	五、〇四〇	針

十一月九日(寢具、衣服、材料配給状態)

計	三、八六三	四三、一七八	四〇、九三三	一一、四〇六	三、一三六	三、七〇、四一三、九九四	六、四七一	五、三六二〇、七八八	四、四一、四一三	三、七三六	一八、〇〇六
---	-------	--------	--------	--------	-------	--------------	-------	------------	----------	-------	--------

一、寢具は之を焼失又は喪失せるものにして寢具を所持せず、且自ら調達する資力なく、又他より入手するの途なき者。

二、右の場合に於ても老者、病者、婦人、小供、多数家族者を先にす。

三、一世帯一組を限とす。

四、配給は正確を期し受授を明ならしむる爲め、市町村長は左記様式の受領書を徴し、配給簿に記入整理し、後日の検査に供すること。

受領書

一、寢具

一組

右御交付相成正ニ受領候也

年 月 日

罹災地住所

現住所

世帯主氏名

〔印〕

世帯員數何名

市 町 村 長 宛

寢具配給簿

配給年月日	品名	數量	量	世帯員數	被給與者氏名	配給機關名
計						

郡市別

罹災世帯數

配給率

横須賀市

二、〇三三

一、四〇

久良岐郡

五三一

、三四

橘樹郡

四、七二九

三、一〇

都筑郡

一、〇六五

、六〇

鎌倉郡

一、三三〇

、八二

三浦郡

六四七

、四〇

高座郡

一、一八三

、七五

中郡

八一

、五二

足柄上郡

四五

、〇四

足柄下郡

二、五三四

一、六〇

第五章 配給概況及配給表

種別	罹災戸數				死者		傷者		合計		
	全潰	半潰	全燒	半燒	死亡	負傷	行衛不明				
横濱	一八、四九	一九、八六五	五五、八六六		二二、四四〇	不明	三、一八三	二六、六三三			
横須賀	八、三〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇		一四、三〇〇	九八三	一二五	一、六四七			
久良岐	一、一三六	一、三三三			二、四六九	七二五	一〇	八三四			
橋樹	六、六三三	九、八一		四	一六、〇七八	一、六七九	四	二、七九七			
都筑	三、八六	七三〇	三		一、一〇九	四〇	三五	九一			
三浦	二、九七三	四、二六〇	九四	二	七、七三三	五四七	二、八四八	三、四三六			
鎌倉	五、一〇九	三、五二八	一、〇一八		九、七三三	六三二	二、五〇三	三、二七六			
高座	六、六二二	四、六六七			一一、二七九	四三九	四二七	八六六			
中柄	八、七〇五	六、六五五	二五七	五	一五、七三九	八六三	七八二	一、六五八			
足柄上	五、九六九	三、六六六	四、〇八三	△	一三、七七七	二二九	九五	三三四			
愛甲	一、〇六五	六二九	二四二	八	一、九六四	一、四一三	一、九七八	三、六三五			
津久井	七〇	二五〇			三三〇	六一	一〇四	一六五			
合計	六、八五三	六二、五三二	六五、〇三九	一九	二七五	四三	△一九三、七三九	二九、四二二	一三、一六九	三、八八八	四五、四〇九

備考

△印は水災に因る埋没戸數なり。
横須賀市の分は警察部の調査に依る。